

# 半期報告書

(第214期中)

株式会社  
山形銀行



---

# 半期報告書

---

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【事業等のリスク】 .....	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	4
3 【重要な契約等】 .....	10
第3 【提出会社の状況】 .....	11
1 【株式等の状況】 .....	11
2 【役員の状況】 .....	14
第4 【経理の状況】 .....	17
1 【中間連結財務諸表】 .....	18
2 【その他】 .....	55
3 【中間財務諸表】 .....	56
4 【その他】 .....	67
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	68

中間監査報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月26日
【中間会計期間】	第214期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
【会社名】	株式会社山形銀行
【英訳名】	The Yamagata Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 佐藤英司
【本店の所在の場所】	山形県山形市七日町三丁目1番2号 (本店建替えのため一時移転し、実際の業務は下記の場所で行っております。) 山形県山形市旅籠町二丁目2番31号
【電話番号】	山形(023)623局1221番(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 有海利至
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目5番15号 株式会社山形銀行 東京事務所
【電話番号】	東京(03)3567局1868番(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 豊原一寿
【縦覧に供する場所】	株式会社山形銀行 東京支店 (東京都中央区京橋二丁目5番15号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	2023年度 中間連結 会計期間	2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2023年度	2024年度
		(自2023年 4月1日 至2023年 9月30日)	(自2024年 4月1日 至2024年 9月30日)	(自2025年 4月1日 至2025年 9月30日)	(自2024年 4月1日 至2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	26,000	25,245	30,165	55,097
連結経常利益	百万円	2,451	2,828	3,848	3,762
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,563	2,085	2,710	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	2,080
連結中間包括利益	百万円	△1,744	△763	15,577	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	11,201
連結純資産額	百万円	131,422	142,471	150,338	143,805
連結総資産額	百万円	3,124,438	3,130,157	3,160,488	3,146,366
1株当たり純資産額	円	4,102.38	4,449.39	4,782.53	4,489.44
1株当たり中間純利益	円	48.86	65.19	86.06	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	65.03
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—
自己資本比率	%	4.2	4.5	4.8	4.6
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△109,534	△21,476	△26,497	△145,352
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,666	33,955	△22,984	94,195
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△562	△587	△1,386	△1,125
現金及び現金同等物 の中間期末(期末) 残高	百万円	136,424	200,464	150,281	188,574
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,213 [639]	1,191 [638]	1,207 [620]	1,175 [641]
					[634]

(注) 1. 「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 自己資本比率は、(（中間）期末純資産の部合計 - (中間) 期末非支配株主持分) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第212期中	第213期中	第214期中	第212期	第213期
決算年月		2023年9月	2024年9月	2025年9月	2024年3月	2025年3月
経常収益	百万円	23,247	22,017	26,339	48,646	45,899
経常利益	百万円	2,778	2,789	3,922	3,419	5,617
中間純利益	百万円	2,051	2,050	2,912	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	2,134	3,923
資本金	百万円	12,008	12,008	12,008	12,008	12,008
発行済株式総数	千株	32,500	32,500	32,216	32,500	32,216
純資産額	百万円	122,491	131,961	140,069	133,040	125,172
総資産額	百万円	3,111,067	3,117,430	3,147,810	3,131,970	3,150,155
預金残高	百万円	2,703,013	2,763,137	2,810,227	2,776,390	2,849,879
貸出金残高	百万円	1,881,856	1,973,363	2,052,777	1,950,655	2,040,789
有価証券残高	百万円	973,897	851,938	846,023	894,804	814,352
1株当たり配当額	円	17.50	17.50	28.00	35.00	45.00
自己資本比率	%	3.9	4.2	4.4	4.2	4.0
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,088 [615]	1,064 [614]	1,078 [597]	1,046 [619]	1,047 [611]

(注) 1. 2025年3月21日に自己株式283千株を消却し、発行済株式総数は32,216千株となっております。

2. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間における、本半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### ① 経営環境

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、総じてみれば緩やかな回復の動きをたどりました。企業の生産活動は、海外経済の減速感が強まるなかで、米国の関税措置の影響もあって自動車関連が落ち込み、全体では横ばい圏内の動きにとどまりました。こうしたなか、製造業を中心に企業収益の改善にも足踏み感が広がりました。一方、設備投資については、省力化投資ニーズ等を背景に底堅く推移しました。また、食料品をはじめとする物価の上昇が消費マインドを下押しする状況が続きましたが、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費は緩やかに増加しました。

当行グループの主要営業基盤である山形県内経済につきましては、個人消費は、物価高騰を背景に伸び悩みとなりましたが、企業の生産活動は、主力の電子部品・デバイス等における米国の関税措置による影響が比較的軽微であったことなどから、総じてみれば持ち直しの動きが続きました。

金融面をみると、短期金利は、今年1月に日本銀行が政策金利を0.50%程度へと引き上げた後は、おおむね0.47%台後半での推移が続きました。一方、長期金利は、先行きの利上げを織り込む形で上昇傾向となり、10年物国債利回りは1.6%台半ばという約17年ぶりの高水準に達しました。円相場は、期初には米国の関税措置の発表をうけて1ドル=139円まで円高が進んだものの、その後は円安基調となり、中間期末にかけては150円台目前の円安水準となりました。こうしたなか、日経平均株価は8月に1年1カ月ぶりに史上最高値を更新した後も上昇を続け、中間期末にかけて4万5,000円台に達しました。

このような経営環境のもと、当行グループは、株主の皆さまはもとより、お客さまのご支援のもと、役職員一体となり一層の経営体質強化と業績向上努力を継続しました結果、当中間連結会計期間における財政状態及び経営成績は以下の通りとなりました。

##### ② 財政状態

###### ア. 貸出金

貸出金については、事業性貸出や個人向け貸出が増加したことから、当中間連結会計期間中115億円増加し、当中間連結会計期間末残高は2兆431億円となりました。

###### イ. 有価証券

有価証券については、国債や地方債が増加したことなどから、当中間連結会計期間中316億円増加し、当中間連結会計期間末残高は8,450億円となりました。

###### ウ. 預金等（譲渡性預金含む）

預金ならびに譲渡性預金については、公金預金の減少などから、当中間連結会計期間中132億円減少し、当中間連結会計期間末残高は2兆8,680億円となりました。また、預かり金融資産については、投資信託や生命保険が増加したことから、当中間連結会計期間中197億円増加し、当中間連結会計期間末残高は3,622億円となりました。

### ③ 経営成績

#### ア. 損益状況

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金などの資金運用収益の増加を主な要因として、前中間連結会計期間比49億20百万円増収の301億65百万円となりました。経常費用は、預金利息などの資金調達費用の増加を主因に同38億99百万円増加し、263億16百万円となりました。この結果、経常利益は同10億20百万円増益の38億48百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同6億25百万円増益の27億10百万円となりました。

#### イ. セグメント業績

銀行業では、経常収益は前中間連結会計期間比43億22百万円増加し、263億39百万円となり、セグメント利益は同11億33百万円増加し、39億22百万円となりました。リース業では、経常収益は同6億45百万円増加し、35億95百万円となり、セグメント利益は同4百万円増加し、65百万円となりました。信用保証業では、経常収益は同7百万円減少し、4億31百万円となり、セグメント利益は同42百万円減少し、3億1百万円となりました。また、その他事業では、経常収益は同39百万円増加し、8億27百万円となり、セグメント利益は同24百万円減少し、92百万円となりました。

## 国内・国際別収支

### (国内業務部門)

資金運用収支は、資金運用収益が前中間連結会計期間に比べ44億85百万円増加し、資金調達費用が同25億74百万円増加したため、同19億10百万円増加し、136億30百万円となりました。

役務取引等収支は、役務取引等収益が前中間連結会計期間に比べ1億8百万円減少し、役務取引等費用が同1億8百万円増加したため、同2億16百万円減少し、28億21百万円となりました。

その他業務収支は、その他業務収益が前中間連結会計期間に比べ7億95百万円増加し、その他業務費用が同33億68百万円増加したため、同25億73百万円減少し、△40億43百万円となりました。

### (国際業務部門)

資金運用収支は、資金運用収益が前中間連結会計期間に比べ2億66百万円減少し、資金調達費用が同6億46百万円減少したため、同3億80百万円増加し、13億4百万円となりました。

役務取引等収支は、役務取引等収益が前中間連結会計期間に比べ44百万円減少し、役務取引等費用が同0百万円増加したため、同45百万円減少し、△8百万円となりました。

その他業務収支は、その他業務収益が前中間連結会計期間に比べ変動がなく、その他業務費用が同21億30百万円減少したため、同21億30百万円増加し、△7億59百万円となりました。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	11,719	924	—	12,644
	当中間連結会計期間	13,630	1,304	—	14,934
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	12,273	2,646	12	14,907
	当中間連結会計期間	16,758	2,380	97	19,042
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	553	1,722	12	2,263
	当中間連結会計期間	3,128	1,076	97	4,107
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,037	37	—	3,075
	当中間連結会計期間	2,821	△8	—	2,813
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,295	60	—	4,356
	当中間連結会計期間	4,187	15	—	4,203
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,257	23	—	1,281
	当中間連結会計期間	1,365	24	—	1,390
その他業務収支	前中間連結会計期間	△1,470	△2,889	—	△4,360
	当中間連結会計期間	△4,043	△759	—	△4,803
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	3,314	—	—	3,314
	当中間連結会計期間	4,110	—	—	4,110
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	4,785	2,889	—	7,674
	当中間連結会計期間	8,153	759	—	8,913

(注) 1. 「国内」とは、国内店の円建取引、及び国内(連結)子会社の取引であります。

2. 「国際」とは、国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は「国際」に含めております。

3. 資金調達費用は、当中間連結会計期間におきまして、金銭の信託運用見合費用29百万円を控除して表示しております。なお、前中間連結会計期間におきましても、金銭の信託運用見合費用11百万円を控除して表示しております。

4. 相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

## 国内・国際別役務取引の状況

国内業務部門においては、役務取引等収益は前中間連結会計期間に比べ1億8百万円減少し、41億87百万円となりました。役務取引等費用は1億8百万円増加し、13億65百万円となりました。

国際業務部門においては、役務取引等収益は前中間連結会計期間に比べ44百万円減少し、15百万円となりました。役務取引等費用は同0百万円増加し、24百万円となりました。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,295	60	—	4,356
	当中間連結会計期間	4,187	15	—	4,203
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	770	44	—	814
	当中間連結会計期間	716	—	—	716
うち為替業務	前中間連結会計期間	617	15	—	632
	当中間連結会計期間	723	14	—	738
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	23	—	—	23
	当中間連結会計期間	42	—	—	42
うち代理業務	前中間連結会計期間	616	—	—	616
	当中間連結会計期間	378	—	—	378
うち保護預り貸金庫業務	前中間連結会計期間	38	—	—	38
	当中間連結会計期間	36	—	—	36
うち保証業務	前中間連結会計期間	134	0	—	134
	当中間連結会計期間	144	0	—	144
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,257	23	—	1,281
	当中間連結会計期間	1,365	24	—	1,390
うち為替業務	前中間連結会計期間	65	10	—	75
	当中間連結会計期間	93	9	—	103

(注) 1. 「国内」とは、国内店の円建取引、及び国内(連結)子会社の取引であります。

2. 「国際」とは、国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は「国際」に含めております。

国内・国際別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,733,861	26,761	—	2,760,622
	当中間連結会計期間	2,767,408	40,089	—	2,807,497
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,939,938	—	—	1,939,938
	当中間連結会計期間	1,959,424	—	—	1,959,424
うち定期性預金	前中間連結会計期間	757,347	—	—	757,347
	当中間連結会計期間	771,055	—	—	771,055
うちその他	前中間連結会計期間	36,576	26,761	—	63,337
	当中間連結会計期間	36,928	40,089	—	77,017
譲渡性預金	前中間連結会計期間	74,649	—	—	74,649
	当中間連結会計期間	60,535	—	—	60,535
総合計	前中間連結会計期間	2,808,511	26,761	—	2,835,272
	当中間連結会計期間	2,827,943	40,089	—	2,868,033

(注) 1. 「国内」とは、国内店の円建取引、及び国内(連結)子会社であります。

2. 「国際」とは、国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は「国際」に含めております。

国内・国際別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,964,040	100.00	2,043,161	100.00
製造業	169,185	8.61	170,572	8.35
農業、林業	5,505	0.28	5,811	0.28
漁業	14	0.00	12	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	314	0.02	617	0.03
建設業	56,485	2.88	55,101	2.70
電気・ガス・熱供給・水道業	80,982	4.12	85,531	4.19
情報通信業	6,026	0.31	5,465	0.27
運輸業、郵便業	22,000	1.12	21,121	1.03
卸売業、小売業	121,281	6.17	118,600	5.80
金融業、保険業	143,929	7.33	198,849	9.73
不動産業、物品賃貸業	268,357	13.66	303,909	14.87
各種サービス業	93,410	4.76	97,790	4.79
国・地方公共団体	376,548	19.17	349,296	17.10
その他	619,993	31.57	630,479	30.86
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,964,040	—	2,043,161	—

(注) 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローについては、貸出金の増加などから、264億円の支出（前中間連結会計期間比50億円の支出増）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローについては、有価証券の取得による支出が有価証券の売却・償還による収入を上回ったことなどから、229億円の支出（同569億円の支出増）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローについては、配当金の支払いや自己株式の取得による支出から、13億円の支出（同7億円の支出増）となりました。

以上から、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、当中間連結会計期間中508億円減少し、1,502億円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、当行グループの会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、当行グループの経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更及び新たな定めはありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題、研究開発活動

当中間連結会計期間において、当行グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

研究開発活動については該当ありません。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、%）

	2025年9月30日
1. 連結自己資本比率（2／3）	10.27
2. 連結における自己資本の額	1,505
3. リスク・アセットの額	14,645
4. 連結総所要自己資本額	585

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、%）

	2025年9月30日
1. 自己資本比率（2／3）	9.75
2. 単体における自己資本の額	1,418
3. リスク・アセットの額	14,536
4. 単体総所要自己資本額	581

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分します。

#### 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

#### 資産の査定の額

債権の区分	2024年9月30日	2025年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	39	42
危険債権	93	111
要管理債権	73	51
正常債権	19,876	20,678

#### 3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,670,000
計	59,670,000

###### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	32,216,115	32,216,115	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数は100株であります。
計	32,216,115	32,216,115	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年9月30日	—	32,216	—	12,008	—	4,932

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂イ ンターシティAIR	2,721	8.53
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カス トディ銀行)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	1,222	3.83
両羽協和株式会社	山形県山形市東原町三丁目9番2号	1,209	3.79
住友生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カス トディ銀行)	東京都中央区八重洲二丁目2番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	708	2.22
株式会社日本カストディ銀行(信 託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	644	2.02
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	605	1.89
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内 (東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂 インターチェンジAIR)	497	1.55
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターチェンジA棟)	420	1.31
株式会社合同資源	千葉県長生郡長生村七井土1545-1	413	1.29
株式会社青森みちのく銀行	青森県青森市橋本一丁目9番30号	373	1.17
計	—	8,815	27.65

(注) 発行済株式総数から除く自己株式には、「役員報酬BIP信託」に係る日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
(役員報酬BIP信託口) 所有の当行株式113千株、および、「山形銀行従業員持株会専用信託」に係る野村信託銀  
行株式会社(山形銀行従業員持株会専用信託口) 所有の当行株式368千株を含んでおりません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 337,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,739,900	317,399	—
単元未満株式	普通株式 138,515	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	32,216,115	—	—
総株主の議決権	—	317,399	—

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社山形銀行	山形市七日町三丁目 1番2号	337,700	—	337,700	1.04
計	—	337,700	—	337,700	1.04

(注) 役員報酬BIP信託および山形銀行従業員持株会専用信託が保有する当行株式は、上記自己保有株式には含まれておりません。

## 2 【役員の状況】

### (1) 役員の異動の状況

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

### (2) 役員の報酬等

#### ① 業績連動報酬（役員賞与）に係る指標、選択した理由および業績連動報酬額の決定方法

当行は、業績連動報酬を取締役に対する短期インセンティブと位置付けており、業績指標として一事業年度の成果を表す当期純利益を指標として採用しております。取締役（監査等委員を除く）の固定報酬に業績連動報酬を加えた金額が年額220百万円以内となること、および前事業年度の業績連動報酬額を勘案し、指標の達成度をみながら都度決定しております。なお、2025年度は指標の達成度に応じて変動幅0.4～1.6で報酬額を決定します。

ア. 2026年3月期における業績連動報酬に係る指標の目標

指標（単体）	目標
当期純利益	4,654百万円

イ. 支給方式

業績連動報酬支給額＝固定報酬月額（※）×業績連動支給月数×倍率

ただし、取締役への支給は業績達成度ごとの支給限度額の範囲内

（※）固定報酬月額＝基準額×役位別乗率

ウ. 役位別乗率

役位	役位別乗率
代表取締役頭取	3.500
代表取締役専務	2.750
取締役常務執行役員	2.250

エ. 業績連動支給月数：2.5カ月

オ. 倍率および支給限度額

業績達成度	倍率	取締役（監査等委員および社外取締役を除く）に対する支給限度額（千円）
160%以上	1.6	30,960
140%以上 160%未満	1.4	27,090
120%以上 140%未満	1.2	23,220
100%以上 120%未満	1.0	19,350
80%以上 100%未満	0.8	15,480
60%以上 80%未満	0.6	11,610
60%未満	0.4	7,740

※業績達成度＝実績÷目標

② なお、取締役を兼務しない執行役員に対する2026年3月期における業績連動報酬に係る指標および業績連動報酬額の決定方法は、取締役（監査等委員および社外取締役を除く）と同様であります。

ア. 支給方式

業績連動報酬支給額＝固定報酬月額（※）×業績連動支給月数×倍率

ただし、支給は業績達成度ごとの支給限度額の範囲内

（※）固定報酬月額＝基準額×役位別乗率

イ. 取締役を兼務しない執行役員の役位別乗率

役位	役位別乗率
常務執行役員	2.125
執行役員	1.500

ウ. 業績連動支給月数：2.5カ月

エ. 倍率および支給限度額

業績達成度	倍率	取締役を兼務しない執行役員に対する 支給限度額（千円）
160%以上	1.6	54,720
140%以上 160%未満	1.4	47,880
120%以上 140%未満	1.2	41,040
100%以上 120%未満	1.0	34,200
80%以上 100%未満	0.8	27,360
60%以上 80%未満	0.6	20,520
60%未満	0.4	13,680

※業績達成度＝実績÷目標

③ 株式報酬制度の内容

当行は、2016年6月23日開催の第204期定時株主総会決議に基づき、役員報酬BIP信託制度を導入し、2021年6月24日開催の改第792回取締役会、2024年6月21日開催の第212期定時株主総会および同日開催の改第825回取締役会で内容の一部改定を決議しております。当該制度は、取締役および執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役を除く、以下、取締役等）の報酬と当行業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆さんと共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とするものであります。

また、当該制度におけるポイント算定方法等につきましては、以下に記載のとおりとなっております。

ア. 付与ポイントの算定式

役位ポイント×業績連動係数

イ. 役位ポイント

各取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に付与する1人当たりの年間役位ポイント数を下表のとおりとし、年間役位ポイント総数の上限を140,000ポイントとします。

役位	役位ポイント（1人当たり）
代表取締役頭取	16,300
代表取締役専務	12,700
取締役常務執行役員	9,900

(注) 役位ポイントは各制度対象者の評価対象事業年度末日の役位に基づくものとします。

なお、取締役を兼務しない執行役員に付与する1人当たりの年間役位ポイント数は下表のとおりです。

役位	役位ポイント（1人当たり）
常務執行役員	9,800
執行役員	7,100

#### ウ. 業績連動係数

業績連動係数を下表のとおりとし、実績目標の達成度に応じて変動させます。

業績達成度	業績連動係数
140%以上	1.4
120%以上 140%未満	1.2
100%以上 120%未満	1.0
80%以上 100%未満	0.8
80%未満	0.6

#### エ. 業績連動係数の算出方法

以下の方法により、業績連動係数を算出します。

$$\text{業績達成度（%）} = (\text{財務指標の目標達成度} \times 0.9) + (\text{非財務指標の目標達成度} \times 0.1)$$

- ・小数点第1位を四捨五入する。
- ・財務指標については、連結ROEとする。
- ・非財務指標の達成度については、以下の①～⑥のサステナビリティ経営に係る各KPIの達成度を平均して算出するものとする。
  - ① 取引先との経営課題に関する対話率
  - ② コンサルティング支援件数
  - ③ サステナブルファイナンス実行額
  - ④ 自治体との協働件数
  - ⑤ エンゲージメントスコア
  - ⑥ 政策投資株式の純資産比保有割合

2025年度の各指標の達成度の算出方法は以下のとおりです。

$$\text{各指標の目標達成度（%）} = (\text{評価対象事業年度の実績値}) \div$$

(評価対象事業年度期初に経営計画で定める目標値)

(注) 連結ROEの目標値は3.60%しております。非財務指標の目標は次のとおりです。

業績指標	目標
取引先との経営課題に関する対話率	90%
コンサルティング支援件数	250件
サステナブルファイナンス実行額	500億円
自治体との協働件数	10件
エンゲージメントスコア	67.5点
政策投資株式の純資産比保有割合	12.0%

※各指標の達成度の上限は150%

#### オ. 1ポイント当たり付与株式数

1ポイント当たり0.2株を付与します。

#### カ. 交付株式数の算定式

(ア) 「交付株式数（注）」 = 「役位ポイント」 × 「業績連動係数」 × 「0.2株」（1ポイント当たり交付株式数）

(注) 「交付株式数」に0.7を乗じた数（当行の単元株式数に満たない部分は切り捨てるものとします）

の会社株式を当該制度対象者に交付し、残りの会社株式を株式市場において売却のうえ、その売却代金を当該制度対象者に給付するものとします。

(イ) 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に対する交付株式総数の上限は年間28,000株とします。

## 第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## 1 【中間連結財務諸表】

### (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	206, 595	154, 920
コールローン及び買入手形	2, 469	2, 502
買入金銭債権	3, 858	6, 020
金銭の信託	20, 815	22, 209
有価証券	※1, ※2, ※3, ※5, ※9 813, 367	※1, ※2, ※3, ※5, ※9 845, 048
貸出金	※3, ※4, ※6 2, 031, 593	※3, ※4, ※6 2, 043, 161
外国為替	※3 947	※3 960
その他資産	※3, ※5 46, 487	※3, ※5 49, 148
有形固定資産	※7, ※8 19, 044	※7, ※8 19, 694
無形固定資産	2, 984	2, 907
退職給付に係る資産	6, 632	6, 826
繰延税金資産	7, 335	4, 301
支払承諾見返	※3 11, 032	※3 11, 741
貸倒引当金	△8, 911	△8, 954
資産の部合計	<u>3, 164, 251</u>	<u>3, 160, 488</u>
<b>負債の部</b>		
預金	※5 2, 847, 255	※5 2, 807, 497
譲渡性預金	33, 981	60, 535
コールマネー及び売渡手形	12, 410	8, 932
借用金	※5 106, 604	※5 102, 495
外国為替	91	56
その他負債	15, 158	17, 230
役員賞与引当金	62	13
退職給付に係る負債	48	40
役員退職慰労引当金	21	18
株式報酬引当金	154	138
睡眠預金払戻損失引当金	65	53
偶発損失引当金	228	261
繰延税金負債	0	-
再評価に係る繰延税金負債	※7 1, 132	※7 1, 132
支払承諾	<u>11, 032</u>	11, 741
負債の部合計	<u>3, 028, 249</u>	<u>3, 010, 149</u>
<b>純資産の部</b>		
資本金	12, 008	12, 008
資本剰余金	10, 215	10, 215
利益剰余金	132, 228	134, 053
自己株式	△773	△1, 128
株主資本合計	<u>153, 680</u>	<u>155, 149</u>
その他有価証券評価差額金	△20, 957	△9, 386
繰延ヘッジ損益	△129	1, 532
土地再評価差額金	※7 1, 299	※7 1, 299
退職給付に係る調整累計額	1, 928	1, 561
その他の包括利益累計額合計	△17, 858	△4, 992
非支配株主持分	180	181
純資産の部合計	<u>136, 002</u>	<u>150, 338</u>
負債及び純資産の部合計	<u>3, 164, 251</u>	<u>3, 160, 488</u>

## (2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	25,245	30,165
資金運用収益	14,907	19,042
(うち貸出金利息)	9,652	12,347
(うち有価証券利息配当金)	4,937	6,074
役務取引等収益	4,356	4,203
その他業務収益	3,314	4,110
その他経常収益	※1 2,666	※1 2,810
経常費用	22,417	26,316
資金調達費用	2,275	4,136
(うち預金利息)	1,448	3,167
役務取引等費用	1,281	1,390
その他業務費用	7,674	8,913
営業経費	※2 10,321	※2 10,866
その他経常費用	※3 864	※3 1,010
経常利益	2,828	3,848
特別利益	1	—
固定資産処分益	1	—
特別損失	20	7
固定資産処分損	20	7
税金等調整前中間純利益	2,809	3,841
法人税、住民税及び事業税	766	763
法人税等調整額	△45	366
法人税等合計	721	1,129
中間純利益	2,088	2,711
非支配株主に帰属する中間純利益	2	1
親会社株主に帰属する中間純利益	2,085	2,710

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	2,088	2,711
その他の包括利益	△2,851	12,865
その他有価証券評価差額金	△2,661	11,570
繰延ヘッジ損益	102	1,662
退職給付に係る調整額	△292	△367
中間包括利益	△763	15,577
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△766	15,576
非支配株主に係る中間包括利益	2	1

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,008	10,215	129,520	△882	150,862
当中間期変動額					
剰余金の配当			△562		△562
親会社株主に帰属する中間純利益			2,085		2,085
自己株式の取得				△25	△25
自己株式の処分				16	16
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	1,523	△8	1,514
当中間期末残高	12,008	10,215	131,043	△891	152,376

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△10,567	△374	1,354	2,352	△7,234	177	143,805
当中間期変動額							
剰余金の配当							△562
親会社株主に帰属する中間純利益							2,085
自己株式の取得							△25
自己株式の処分							16
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,661	102	-	△292	△2,851	2	△2,848
当中間期変動額合計	△2,661	102	-	△292	△2,851	2	△1,334
当中間期末残高	△13,228	△272	1,354	2,059	△10,086	180	142,471

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,008	10,215	132,228	△773	153,680
当中間期変動額					
剰余金の配当			△885		△885
親会社株主に帰属する中間純利益			2,710		2,710
自己株式の取得				△500	△500
自己株式の処分				145	145
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	1,824	△355	1,469
当中間期末残高	12,008	10,215	134,053	△1,128	155,149

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△20,957	△129	1,299	1,928	△17,858	180	136,002
当中間期変動額							
剰余金の配当							△885
親会社株主に帰属する中間純利益							2,710
自己株式の取得							△500
自己株式の処分							145
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	11,570	1,662	-	△367	12,865	1	12,866
当中間期変動額合計	11,570	1,662	-	△367	12,865	1	14,336
当中間期末残高	△9,386	1,532	1,299	1,561	△4,992	181	150,338

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	2,809	3,841
減価償却費	1,026	847
貸倒引当金の増減額（△）	238	42
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△3	△49
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△234	△193
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△3	△8
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	2	△2
株式報酬引当金の増減額（△は減少）	△3	△15
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	△14	△11
偶発損失引当金の増減額（△は減少）	△5	32
資金運用収益	△14,907	△19,042
資金調達費用	2,275	4,136
有価証券関係損益（△）	1,426	2,534
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△12	-
為替差損益（△は益）	2,351	△37
固定資産処分損益（△は益）	18	7
貸出金の純増（△）減	△22,149	△11,567
預金の純増減（△）	△13,679	△39,757
譲渡性預金の純増減（△）	9,430	26,553
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△13,275	△4,109
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	3,516	807
コールローン等の純増（△）減	3,509	△2,194
コールマネー等の純増減（△）	5,144	△3,477
外国為替（資産）の純増（△）減	△229	△13
外国為替（負債）の純増減（△）	△74	△35
資金運用による収入	14,331	17,324
資金調達による支出	△2,570	△3,444
その他	△1,874	1,685
小計	△22,958	△26,146
法人税等の支払額	△252	△583
法人税等の還付額	1,734	232
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△21,476</b>	<b>△26,497</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△76,498	△179,867
有価証券の売却による収入	71,804	122,200
有価証券の償還による収入	42,734	37,481
金銭の信託の増加による支出	△3,119	△1,882
金銭の信託の減少による収入	47	491
有形固定資産の取得による支出	△646	△1,035
有形固定資産の売却による収入	20	-
有形固定資産の除却による支出	△67	-
無形固定資産の取得による支出	△293	△371
資産除去債務の履行による支出	△26	△0
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>33,955</b>	<b>△22,984</b>

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	△562	△885
自己株式の取得による支出	△25	△500
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△587</b>	<b>△1,386</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>△1</b>	<b>-</b>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	11,890	△50,867
現金及び現金同等物の期首残高	188,574	201,148
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 200,464	※1 150,281

## 【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社 7社

会社名

山銀保証サービス株式会社  
山銀リース株式会社  
山銀システムサービス株式会社  
やまぎんカードサービス株式会社  
TRYパートナーズ株式会社  
やまがた協創パートナーズ株式会社  
やまぎんキャピタル株式会社

#### (2) 非連結子会社 3社

会社名

やまがた地域成長ファンド投資事業有限責任組合  
山形創生ファンド投資事業有限責任組合  
やまがた協創ファンド1号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### (3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

会社名

小林ダクト工業株式会社  
有限会社リペア・ナガオカ  
東北グレーダー株式会社

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成等の目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

#### (2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

#### (3) 持分法非適用の非連結子会社 3社

会社名

やまがた地域成長ファンド投資事業有限責任組合  
山形創生ファンド投資事業有限責任組合  
やまがた協創ファンド1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### (4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

#### (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等 2社

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成等の目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。

### 3. 連結子会社の中間決算日に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

### 4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

### 5. 会計方針に関する事項

#### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、外貨建その他有価証券（債券）の換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については外国為替売買損益として処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っています。

#### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：2～50年

その他：2～15年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として過去5算定期間の貸倒実績率に基づき、正常先債権は今後1年間の予想損失額を、要注意先債権は今後3年間の予想損失額を算定し、計上しております。なお、将来見込み等必要な修正を加えて予想損失額を算定する場合があります。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額が一定額以上の先については、合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を当該残額から除いた額を、それ以外の先については、過去の貸倒実績率に基づき今後3年間の予想損失額を算定し、計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資

産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員及び執行役員への賞与の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託による当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 有価証券利息配当金に含まれる株式配当金の認識基準

その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が現金である場合に限る）の認識基準については、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する中間連結会計期間に計上しております。

③ 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当行及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束したサービスが顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間にごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手

段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしております。これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(16) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益については、投資信託全体で集計し、期中収益分配金等含めた全体で益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に計上し、全体で損の場合は「その他業務費用」に計上しております。

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度)

当行は、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役及び取締役を兼務しない執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役を除く、以下、「取締役等」という。）を対象に、信託の仕組みを活用して当行株式を交付等する役員報酬BIP信託を導入しております。

(1) 取引の概要

当行が定める株式交付規程に基づき、取締役等に対し各事業年度の業績達成度及び役位に応じてポイントを付与し、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭を退任時に信託を通じて交付及び給付します。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

② 信託における当中間連結会計期間末の帳簿価額は153百万円（前連結会計年度末は199百万円）であります。

③ 信託が保有する自社の株式の当中間連結会計期間の期末株式数は113千株（前連結会計年度末は147千株）であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、従業員に対する当行の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当行の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

山形銀行従業員持株会（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。当行が信託銀行に「山形銀行従業員持株会専用信託」（以下、「E-Ship信託」という。）を設定し、E-Ship信託は、今後2年7ヶ月にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当行株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当行からの第三者割当によって予め取得します。その後は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、信託終了時点ではE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、E-Ship信託が当行株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当行株価の下落によりE-Ship信託

内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当行が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。
- ② 信託における当中間連結会計期間末の帳簿価額は470百万円（前連結会計年度末は569百万円）であります。
- ③ 信託が保有する自社の株式の当中間連結会計期間の期末株式数は368千株（前連結会計年度末は445千株）であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当中間連結会計期間末 447百万円 （前連結会計年度末 570百万円）

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
出資金	1,753百万円	2,312百万円

※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりあります。

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
4,903百万円	16,207百万円

※3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりあります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,041百万円	4,456百万円
危険債権額	10,137百万円	11,190百万円
三月以上延滞債権額	0百万円	1百万円
貸出条件緩和債権額	6,642百万円	5,146百万円
合計額	20,821百万円	20,794百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1,909百万円	1,342百万円

※5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>担保に供している資産</b>		
有価証券	209,270百万円	199,140百万円
<b>担保資産に対応する債務</b>		
預金	18,492百万円	2,736百万円
借用金	103,588百万円	100,000百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。		
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	5,676百万円	3,591百万円
また、その他資産には、保証金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
保証金	167百万円	173百万円
中央清算機関差入証拠金	20,000百万円	20,000百万円

※6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	544,233百万円	546,607百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	518,810百万円	523,337百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※7. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末(前連結会計年度末)における時の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1,808百万円	1,656百万円

※8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
減価償却累計額	20,941百万円	20,864百万円

※9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
22,226百万円	22,384百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却益	2,435百万円	2,378百万円

※2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料・手当	4,687百万円	4,884百万円
退職給付費用	△524百万円	△601百万円
業務委託費	999百万円	958百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	475百万円	249百万円
株式等売却損	117百万円	435百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	32,500	—	—	32,500	
合計	32,500	—	—	32,500	
自己株式					
普通株式	507	24	11	520	(注) 1、2、3
合計	507	24	11	520	

(注) 1. 当中間連結会計期間末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式が147千株含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加24千株は、単元未満株式の買取による増加0千株及び役員報酬BIP信託による当行株式の取得による増加24千株であります。

3. 普通株式の自己株式の減少11千株は、役員報酬BIP信託による当行株式の交付による減少11千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	562	17.50	2024年3月31日	2024年6月3日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	562	利益剰余金	17.50	2024年9月30日	2024年12月5日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金2百万円が含まれております。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	32,216	—	—	32,216	
合計	32,216	—	—	32,216	
自己株式					
普通株式	594	335	111	819	(注) 1、2、3
合計	594	335	111	819	

(注) 1. 当中間連結会計期間末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式が113千株、E-Ship信託が保有する当行株式が368千株含まれております。

2. 普通株式の自己株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

0千株

定款の定めによる取締役会決議により買い受けしたことによる増加

335千株

3. 普通株式の自己株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

役員報酬BIP信託による当行株式の交付による減少

34千株

E-Ship信託による当行株式の売却による減少

77千株

## 2. 配当に関する事項

### (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	885	27.50	2025年3月31日	2025年6月5日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金4百万円及びE-Ship信託が保有する当行株式に対する配当金12百万円が含まれております。

### (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	892	利益剰余金	28.00	2025年9月30日	2025年12月5日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金3百万円及びE-Ship信託が保有する当行株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

### ※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金預け金勘定	205,494百万円	154,920百万円
当座預け金	△111百万円	△244百万円
普通預け金	△211百万円	△121百万円
定期預け金	△4,500百万円	△4,000百万円
ゆうちょ預け金	△196百万円	△241百万円
その他	△9百万円	△29百万円
現金及び現金同等物	200,464百万円	150,281百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、車両及び電子計算機の一部であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
リース料債権部分	12,146百万円	12,249百万円
見積残存価額部分	866百万円	845百万円
受取利息相当額	△1,169百万円	△1,211百万円
リース投資資産	11,844百万円	11,882百万円

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日（連結決算日）後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1年以内	3,767	3,736
1年超2年以内	2,930	2,894
2年超3年以内	2,134	2,173
3年超4年以内	1,450	1,501
4年超5年以内	842	926
5年超	1,020	1,015

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されたため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券（※1）	32,020 764,016	31,760 764,016	△259 —
(2) 貸出金 貸倒引当金（※2）	2,031,593 △8,410		
	2,023,182	2,010,113	△13,069
資産計	2,819,219	2,805,890	△13,329
(1) 預金 (2) 譲渡性預金 (3) 借用金	2,847,255 33,981 106,604	2,846,810 33,981 106,398	△445 — △206
負債計	2,987,841	2,987,190	△651
デリバティブ取引（※3） ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	(1,433) (189)	(1,433) (189)	— —
デリバティブ取引計	(1,622)	(1,622)	—

（※1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号  
2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券（※1）	32,380 796,455	32,129 796,455	△250 —
(2) 貸出金 貸倒引当金（※2）	2,043,161 △8,462		
	2,034,698	2,018,074	△16,623
資産計	2,863,533	2,846,659	△16,874
(1) 預金 (2) 譲渡性預金 (3) 借用金	2,807,497 60,535 102,495	2,807,270 60,535 102,505	△227 — 9
負債計	2,970,528	2,970,310	△217
デリバティブ取引（※3） ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	(741) 2,237	(741) 2,237	— —
デリバティブ取引計	1,495	1,495	—

(※1) その他の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号  
2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
非上場株式（※1）（※2）	1,786	1,783
組合出資金（※3）	15,544	14,429

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式について461百万円減損処理を行っております。  
当中間連結会計期間における非上場株式の減損処理額はありません。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券(※)				
国債・地方債等	111,988	154,294	—	266,282
社債	—	97,052	—	97,052
株式	23,864	—	—	23,864
投資信託	41,401	260,361	—	301,763
その他	—	65,529	—	65,529
資産計	177,254	577,237	—	754,492
デリバティブ関連				
金利関連	—	189	—	189
通貨関連	—	1,368	—	1,368
クレジット・デリバティブ	—	—	65	65
負債計	—	1,557	65	1,622

(※) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は9,524百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はそ の他の包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の基準 価格を時価とみ なすこととした 額	投資信託の基準 価格を時価とみ なさうことと した額	期末 残高	当期の損益に計上した 額のうち連結貸借対照 表日において保有する 投資信託の評価損益
	損益に 計上 (a)	その他の 包括利益 に計上 (b)					
9,731	△19	152	△340	—	—	9,524	—

(a) 連結損益計算書の「その他の業務費用」に含まれております。

(b) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券(※)				
国債・地方債等	129,999	163,014	—	293,013
社債	—	99,809	—	99,809
株式	25,686	—	—	25,686
投資信託	48,798	235,477	—	284,275
その他	—	81,407	2,813	84,220
デリバティブ取引				
金利関連	—	2,237	—	2,237
資産計	204,484	581,945	2,813	789,243
デリバティブ取引				
通貨関連	—	687	—	687
クレジット・デリバティブ	—	—	53	53
負債計	—	687	53	741

(※) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は9,449百万円であります。

#### 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はそ の他の包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の基準 価格を時価とみ なすこととした 額	投資信託の基準 価格を時価とみ なさうことと した額	期末 残高	当期の損益に計上し た額のうち中間連結 貸借対照表日におい て保有する投資信託 の評価損益
	損益に 計上 (a)	その他の 包括利益 に計上 (b)					
9,524	21	32	△129	—	—	9,449	—

(a) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(b) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	9,953	—	—	9,953
社債	—	—	21,807	21,807
貸出金	—	84,467	1,925,645	2,010,113
資産計	9,953	84,467	1,947,453	2,041,873
預金	—	2,846,810	—	2,846,810
譲渡性預金	—	33,981	—	33,981
借用金	—	103,507	2,890	106,398
負債計	—	2,984,300	2,890	2,987,190

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	9,974	—	—	9,974
社債	—	—	22,155	22,155
貸出金	—	82,594	1,935,480	2,018,074
資産計	9,974	82,594	1,957,635	2,050,204
預金	—	2,807,270	—	2,807,270
譲渡性預金	—	60,535	—	60,535
借用金	—	100,168	2,336	102,505
負債計	—	2,967,974	2,336	2,970,310

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、債券額面金額及び利息の合計を同様の新規私募債を引受けした場合に想定される利率で割り引いて算定しており、内部格付等に基づき主にレベル3に分類しております。

その他に含まれる一部の債券については、取引金融機関等から提示された価格を時価としておりますが、重要な観察できないインプットが用いられている場合には、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

## 貸出金

貸出金については、主に貸出金の種類及び内部格付、期間（残存期間または金利の更改期間）に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該時価はレベル3に分類しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

## 負債

### 預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

## 借用金

借用金については、借用金の種類及び内部格付、期間（残存期間又は金利の更改期間）に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、主にレベル2の時価に分類しております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた借用金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）等であり、取引所取引は取引所等における最終の価格、店頭取引は公表された相場価格が存在しないため、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。店頭取引の価額を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等あります。なお、店頭取引における取引相手方の信用リスクに関する調整（CVA）については、時価等に与える影響が軽微であることから考慮しておりません。取引所取引については主にレベル1に分類しております。店頭取引については、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブ取引が含まれます。

（注2）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	割引現在価値法	クレジットイベント発生率	0.45%～1.50%	0.77%

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	割引現在価値法	クレジットイベント発生率	0.45%～1.28%	0.69%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益  
前連結会計年度（2025年3月31日）

	期首 残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末 残高	(単位：百万円) 当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(※1)
		損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
有価証券								
その他有価証券								
その他	8,173	—	9	△8,182	—	—	—	—
デリバティブ取引								
クレジット・デリバティブ	△39	△25	—	—	—	—	△65	△65

(※1) 連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

	期首 残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末 残高	(単位：百万円) 当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(※1)
		損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
有価証券								
その他有価証券								
その他	—	—	—	2,813	—	—	2,813	—
デリバティブ取引								
クレジット・デリバティブ	△65	11	—	—	—	—	△53	△53

(※1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(※2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門及び市場部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各部門が時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門及び市場部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、クレジットイベント発生率であります。クレジットイベント発生率は、クレジット・デフォルト・スワップ契約においてクレジットイベントが発生し、損害補填金を受け取る可能性を示す推定値であります。クレジットイベント発生率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

(有価証券関係)

※1. 中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	2,628	2,647	18
	その他	—	—	—
	小計	2,628	2,647	18
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	9,993	9,953	△40
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	19,397	19,160	△237
	その他	—	—	—
	小計	29,391	29,113	△278
合計		32,020	31,760	△259

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えるも の	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	3,917	3,940	22
	その他	—	—	—
	小計	3,917	3,940	22
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えない もの	国債	9,995	9,974	△21
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	18,466	18,214	△251
	その他	—	—	—
	小計	28,462	28,188	△273
合計		32,380	32,129	△250

## 2. その他有価証券

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21,692	9,717	11,974
	債券	18,595	18,344	250
	国債	—	—	—
	地方債	17,893	17,642	250
	短期社債	—	—	—
	社債	702	701	0
	その他	88,804	85,108	3,696
	外国債券	19,558	19,361	197
	その他	69,246	65,747	3,498
	小計	129,092	113,170	15,921
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,172	2,490	△318
	債券	344,739	363,294	△18,554
	国債	111,988	121,380	△9,392
	地方債	136,401	141,294	△4,892
	短期社債	—	—	—
	社債	96,349	100,619	△4,270
	その他	288,767	313,491	△24,723
	外国債券	47,548	48,460	△911
	その他	241,218	265,030	△23,812
	小計	635,678	679,275	△43,597
合計		764,771	792,446	△27,675

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24,107	10,365	13,742
	債券	16,979	16,755	223
	国債	5,880	5,829	51
	地方債	11,098	10,926	171
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	135,415	125,519	9,896
	外国債券	19,430	19,192	237
	その他	115,985	106,326	9,659
	小計	176,502	152,640	23,862
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,578	1,881	△ 302
	債券	375,843	396,335	△ 20,491
	国債	124,118	134,590	△ 10,471
	地方債	151,915	157,211	△ 5,295
	短期社債	—	—	—
	社債	99,809	104,533	△ 4,724
	その他	243,270	260,341	△ 17,071
	外国債券	66,353	67,175	△ 821
	その他	176,917	193,166	△ 16,249
	小計	620,692	658,558	△ 37,865
合計		797,195	811,198	△ 14,003

### 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、50百万円（うち社債50百万円）であります。当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当中間連結会計期間末日の時価が取得価額に比較して50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合等であります。

#### (金銭の信託関係)

##### その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	20,815	20,692	122	122	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

	中間連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えるも の (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えない もの (百万円)
その他の金銭の信託	22,209	22,086	122	122	—

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

#### (その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

	金額(百万円)
評価差額	△27,374
その他有価証券	△27,497
その他の金銭の信託	122
(+) 繰延税金資産	6,416
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△20,957
(△) 非支配株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△20,957

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

	金額(百万円)
評価差額	△13,732
その他有価証券	△13,854
その他の金銭の信託	122
(+) 繰延税金資産	4,345
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△9,386
(△) 非支配株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△9,386

(デリバティブ取引関係)

#### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

##### (1) 金利関連取引

該当ありません。

##### (2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	—	—	—	—
	売建	48,115	—	△1,370	△1,370
	買建	4,485	—	1	1
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△1,368	△1,368

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	38,865	—	△687	△687
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△687	△687

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	5,635	5,160	△65	△65
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△65	△65

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	5,160	5,160	△53	△53
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△53	△53

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金、預金等	—	—	—
	受取変動・支払固定		14,494	14,494	△189
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
	合計		—	—	△189
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	借用金	100,000 —	100,000 —	(注) 2

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借用金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借用金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	貸出金、預金等	— 42,697	— 42,697	— 2,237
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
	合計		—	—	2,237
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	借用金	100,000 —	100,000 —	(注) 2

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借用金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借用金の時価に含めて記載しております。

### (2) 通貨関連取引

該当ありません。

### (3) 株式関連取引

該当ありません。

### (4) 債券関連取引

該当ありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	160百万円	145百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	12百万円	一千万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	27百万円	0百万円
期末残高	145百万円	145百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の分配の決定及び業績を評価するため、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、信用保証業務等の金融サービスに係る事業を行っております。したがって、当行グループの事業の内容によるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」、「信用保証業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は預金業務、貸出業務、有価証券投資業務および為替業務等を行っております。

「リース業」は連結子会社の山銀リース株式会社においてリース業務等を行っております。

「信用保証業」は連結子会社の山銀保証サービス株式会社において信用保証業務等を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益であります。

セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分  
解情報

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	信用保証業	計				
役務取引等収益								
預金・貸出業務	615	—	—	615	—	615	—	615
為替業務	632	—	—	632	—	632	—	632
証券関連業務	23	—	—	23	—	23	—	23
代理業務	549	—	—	549	—	549	—	549
投資信託業務	419	—	—	419	—	419	—	419
保護預り貸金庫業務	38	—	—	38	—	38	—	38
その他	1,166	—	1	1,167	509	1,677	—	1,677
その他業務収益	—	—	—	—	127	127	—	127
顧客との契約から 生じる経常収益	3,445	—	1	3,446	636	4,083	—	4,083
上記以外の経常収益	18,130	2,897	107	21,135	26	21,161	△0	21,161
外部顧客に対する 経常収益	21,576	2,897	108	24,582	662	25,245	△0	25,245
セグメント間の 内部経常収益	440	52	330	823	124	948	△ 948	—
計	22,017	2,950	438	25,406	787	26,193	△ 948	25,245
セグメント利益	2,789	61	344	3,195	117	3,312	△ 483	2,828
セグメント資産	3,118,147	15,580	5,515	3,139,243	6,719	3,145,963	△ 15,805	3,130,157
セグメント負債	2,985,469	11,933	2,247	2,999,649	4,297	3,003,947	△ 16,261	2,987,686
その他の項目								
減価償却費	1,010	12	0	1,023	2	1,026	—	1,026
資金運用収益	15,282	0	7	15,289	19	15,309	△ 401	14,907
資金調達費用	2,267	30	—	2,298	7	2,305	△ 30	2,275
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	918	22	—	940	—	940	—	940

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、調整額につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、データ処理、クレジットカード、地域商社及びベンチャーキャピタル業等を含んでおります。
3. 調整額は次のとおりであります。
- (1)外部顧客に対する経常収益の調整額△0百万円は、「その他」の貸倒引当金繰入額の調整であります。
- (2)セグメント利益の調整額△483百万円、セグメント資産の調整額△15,805百万円、セグメント負債の調整額△16,261百万円、資金運用収益の調整額△401百万円及び資金調達費用の調整額△30百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	信用保証業	計				
役務取引等収益								
預金・貸出業務	481	—	—	481	—	481	—	481
為替業務	738	—	—	738	—	738	—	738
証券関連業務	42	—	—	42	—	42	—	42
代理業務	334	—	—	334	—	334	—	334
投資信託業務	422	—	—	422	—	422	—	422
保護預り貸金庫業務	36	—	—	36	—	36	—	36
その他	1,205	—	1	1,207	532	1,739	—	1,739
その他業務収益	—	—	—	—	131	131	—	131
顧客との契約から生じる経常収益	3,260	—	1	3,262	663	3,925	—	3,925
上記以外の経常収益	22,574	3,539	104	26,217	22	26,240	△0	26,240
外部顧客に対する経常収益	25,835	3,539	105	29,479	686	30,165	△0	30,165
セグメント間の内部経常収益	504	56	325	886	141	1,028	△1,028	—
計	26,339	3,595	431	30,366	827	31,194	△1,028	30,165
セグメント利益	3,922	65	301	4,289	92	4,381	△532	3,848
セグメント資産	3,147,810	15,646	5,686	3,169,143	7,267	3,176,411	△15,922	3,160,488
セグメント負債	3,007,741	11,980	2,206	3,021,928	4,838	3,026,767	△16,617	3,010,149
その他の項目								
減価償却費	831	11	0	844	2	847	—	847
資金運用収益	19,472	0	5	19,479	18	19,498	△456	19,042
資金調達費用	4,135	38	—	4,173	8	4,181	△45	4,136
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,369	37	—	1,406	—	1,406	—	1,406

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、調整額につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、データ処理、クレジットカード、地域商社及びベンチャーキャピタル業等を含んでおります。
3. 調整額は次のとおりであります。
- (1)外部顧客に対する経常収益の調整額△0百万円は、「その他」の貸倒引当金繰入額の調整であります。
- (2)セグメント利益の調整額△532百万円、セグメント資産の調整額△15,922百万円、セグメント負債の調整額△16,617百万円、資金運用収益の調整額△456百万円及び資金調達費用の調整額△45百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

**【関連情報】**

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

**1. サービスごとの情報**

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	10,099	7,667	2,897	4,580	25,245

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

**2. 地域ごとの情報****(1) 経常収益**

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

**(2) 有形固定資産**

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

**3. 主要な顧客ごとの情報**

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがいたため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

**1. サービスごとの情報**

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	12,692	8,865	3,538	5,068	30,165

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

**2. 地域ごとの情報****(1) 経常収益**

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

**(2) 有形固定資産**

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

**3. 主要な顧客ごとの情報**

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがいたため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額	4,295円28銭	4,782円53銭

(注) 役員報酬BIP信託及びE-Ship信託が保有する当行株式を(中間)連結財務諸表において自己株式として計上しております。当該信託が保有する当行株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、1株当たり純資産額の算定において控除した自己株式の期末株式数は481千株(前連結会計年度末は592千株)であります。

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	円	65.19	86.06
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,085	2,710
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,085	2,710
普通株式の期中平均株式数	千株	31,990	31,498

(注) 1. 役員報酬BIP信託及びE-Ship信託が保有する当行株式を中間連結財務諸表において自己株式として計上しております。当該信託が保有する当行株式は、1株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、1株当たり中間純利益の算定において控除した当該自己株式の期中平均株式数は536千株(前中間連結会計期間は136千株)であります。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

### 3 【中間財務諸表】

#### (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	206, 588	154, 913
コールローン	2, 469	2, 502
買入金銭債権	3, 781	5, 923
金銭の信託	20, 815	22, 209
有価証券	※1, ※2, ※3, ※5, ※7 814, 352	※1, ※2, ※3, ※5, ※7 846, 023
貸出金	※3, ※4, ※6 2, 040, 789	※3, ※4, ※6 2, 052, 777
外国為替	※3 947	※3 960
その他資産	※3 24, 754	※3 27, 917
その他の資産	※5 24, 754	※5 27, 917
有形固定資産	18, 724	19, 348
無形固定資産	2, 907	2, 855
前払年金費用	3, 816	4, 546
繰延税金資産	7, 834	4, 594
支払承諾見返	※3 10, 452	※3 11, 228
貸倒引当金	△8, 078	△7, 989
資産の部合計	<u>3, 150, 155</u>	<u>3, 147, 810</u>
<b>負債の部</b>		
預金	※5 2, 849, 879	※5 2, 810, 227
譲渡性預金	37, 881	64, 435
コールマネー	12, 410	8, 932
借用金	※5 104, 273	※5 100, 597
外国為替	91	56
その他負債	8, 349	10, 663
未払法人税等	308	178
リース債務	16	16
資産除去債務	145	145
その他の負債	7, 879	10, 322
役員賞与引当金	62	13
株式報酬引当金	154	138
睡眠預金払戻損失引当金	65	53
偶発損失引当金	228	261
再評価に係る繰延税金負債	1, 132	1, 132
支払承諾	10, 452	11, 228
負債の部合計	<u>3, 024, 983</u>	<u>3, 007, 741</u>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
<b>資本金</b>	12,008	12,008
<b>資本剰余金</b>	4,932	4,932
<b>　資本準備金</b>	4,932	4,932
<b>利益剰余金</b>	128,821	130,848
<b>　利益準備金</b>	7,076	7,076
<b>　その他利益剰余金</b>	121,745	123,772
<b>　別途積立金</b>	116,520	117,520
<b>　繰越利益剰余金</b>	5,225	6,252
<b>自己株式</b>	△773	△1,128
<b>株主資本合計</b>	144,989	146,661
<b>その他有価証券評価差額金</b>	△20,988	△9,424
<b>繰延ヘッジ損益</b>	△129	1,532
<b>土地再評価差額金</b>	1,299	1,299
<b>評価・換算差額等合計</b>	△19,817	△6,592
<b>純資産の部合計</b>	125,172	140,069
<b>負債及び純資産の部合計</b>	3,150,155	3,147,810

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	22,017	26,339
資金運用収益	15,282	19,472
(うち貸出金利息)	9,664	12,370
(うち有価証券利息配当金)	5,307	6,484
役務取引等収益	3,784	3,632
その他業務収益	286	423
その他経常収益	※1 2,663	※1 2,810
経常費用	19,227	22,417
資金調達費用	2,267	4,135
(うち預金利息)	1,448	3,169
役務取引等費用	1,640	1,743
その他業務費用	5,008	5,618
営業経費	※2 9,621	※2 10,104
その他経常費用	※3 689	※3 814
経常利益	2,789	3,922
特別利益	1	-
特別損失	20	7
税引前中間純利益	2,770	3,915
法人税、住民税及び事業税	577	595
法人税等調整額	141	407
法人税等合計	719	1,002
中間純利益	2,050	2,912

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	12,008	4,932	4,932	7,076	116,020	3,506	126,602
当中間期変動額							
剩余金の配当						△562	△562
中間純利益						2,050	2,050
別途積立金の積立					500	△500	-
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目 の 当 中 間 期 変 動 額 (純額)							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	500	988	1,488
当中間期末残高	12,008	4,932	4,932	7,076	116,520	4,495	128,091

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△882	142,661	△10,600	△374	1,354	△9,620	133,040
当中間期変動額							
剩余金の配当		△562					△562
中間純利益		2,050					2,050
別途積立金の積立		-					-
自己株式の取得	△25	△25					△25
自己株式の処分	16	16					16
株主資本以外の項目 の 当 中 間 期 変 動 額 (純額)			△2,661	102	-	△2,559	△2,559
当中間期変動額合計	△8	1,480	△2,661	102	-	△2,559	△1,079
当中間期末残高	△891	144,141	△13,261	△272	1,354	△12,179	131,961

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	12,008	4,932	4,932	7,076	116,520	5,225	128,821
当中間期変動額							
剩余金の配当						△885	△885
中間純利益						2,912	2,912
別途積立金の積立					1,000	△1,000	-
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	1,000	1,026	2,026
当中間期末残高	12,008	4,932	4,932	7,076	117,520	6,252	130,848

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△773	144,989	△20,988	△129	1,299	△19,817	125,172
当中間期変動額							
剩余金の配当		△885					△885
中間純利益		2,912					2,912
別途積立金の積立		-					-
自己株式の取得	△500	△500					△500
自己株式の処分	145	145					145
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			11,563	1,662	-	13,225	13,225
当中間期変動額合計	△355	1,671	11,563	1,662	-	13,225	14,897
当中間期末残高	△1,128	146,661	△9,424	1,532	1,299	△6,592	140,069

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、外貨建その他有価証券（債券）の換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については外国為替売買損益として処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っています。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：2年～50年

その他：2年～15年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として過去5算定期間の貸倒実績率に基づき、正常先債権は今後1年間の予想損失額を、要注意先債権は今後3年間の予想損失額を算定し、計上しております。なお、将来見込み等必要な修正を加えて予想損失額を算定する場合があります。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額が一定額以上の先については、合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を当該残額から除いた額を、それ以外の先については、過去の貸倒実績率に基づき今後3年間の予想損失額を算定し、計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

##### (2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員及び執行役員への賞与の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により

按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託による当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

(1) 有価証券利息配当金に含まれる株式配当金の認識基準

その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が現金である場合に限る）の認識基準については、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する中間会計期間に計上しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束したサービスが顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間にごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

## 9. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

## 10. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益については、投資信託全体で集計し、期中収益分配金等含めた全体で益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に計上し、全体で損の場合は「その他業務費用」に計上しております。

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度)

当行は、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役及び取締役を兼務しない執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役を除く、以下、「取締役等」という。）を対象に、信託の仕組みを活用して当行株式を交付等する役員報酬BIP信託を導入しております。

(1) 取引の概要

当行が定める株式交付規程に基づき、取締役等に対し各事業年度の業績達成度及び役位に応じてポイントを付与し、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭を退任時に信託を通じて交付及び給付します。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。
- ② 信託における当中間会計期間末の帳簿価額は153百万円（前事業年度末は199百万円）であります。
- ③ 信託が保有する自社の株式の当中間会計期間の期末株式数は113千株（前事業年度末は147千株）であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、従業員に対する当行の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当行の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

山形銀行従業員持株会（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。当行が信託銀行に「山形銀行従業員持株会専用信託」（以下、「E-Ship信託」という。）を設定し、E-Ship信託は、今後2年7ヶ月にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当行株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当行からの第三者割当によって予め取得します。その後は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、信託終了時点ではE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、E-Ship信託が当行株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当行株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当行が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。
- ② 信託における当中間会計期間末の帳簿価額は470百万円（前事業年度末は569百万円）であります。
- ③ 信託が保有する自社の株式の当中間会計期間の期末株式数は368千株（前事業年度末は445千株）であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当中間会計期間末 447百万円 （前事業年度末 570百万円）

(中間貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
株式	1,040百万円	1,040百万円
出資金	1,753百万円	2,312百万円

※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
4,903百万円	16,207百万円

※3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,742百万円	4,252百万円
危険債権額	10,121百万円	11,164百万円
三月以上延滞債権額	0百万円	1百万円
貸出条件緩和債権額	6,642百万円	5,146百万円
合計額	20,506百万円	20,564百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※4. 手形割引は業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
1,909百万円	1,342百万円

※5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	209,270百万円	199,140百万円
担保資産に対応する債務		
預金	18,492百万円	2,736百万円
借用金	103,588百万円	100,000百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。		
有価証券	5,676百万円	3,591百万円
また、その他の資産には、保証金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		
保証金	166百万円	167百万円
中央清算機関差入証拠金	20,000百万円	20,000百万円

※6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	539,284百万円	541,765百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	513,826百万円	518,494百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
	22,226百万円	22,384百万円

(中間損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却益	2,435百万円	2,378百万円

※2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	389百万円	400百万円
無形固定資産	620百万円	431百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	315百万円	76百万円
株式等売却損	117百万円	435百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
子会社株式	1,040	1,040
関連会社株式	—	—
投資事業組合出資金	1,753	2,312
合計	2,794	3,352

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【その他】

##### 中間配当

2025年11月14日開催の取締役会において、第214期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 892百万円

1株当たりの中間配当金 28円00銭

(注) 中間配当金額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金3百万円及びE-Ship信託が保有する当行株式に対する配当金10百万円が含まれております。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年11月26日

株式会社 山形銀行  
取締役会 御中

### E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保澤和彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 近藤敏弘

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山形銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山形銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監

査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※1 上記の中間監査報告書の原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年11月26日

株式会社 山形銀行

取締役会 御中

## E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保澤和彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 近藤敏弘

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山形銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第214期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山形銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一

部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※1 上記の中間監査報告書の原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年11月26日

【会社名】

株式会社山形銀行

【英訳名】

The Yamagata Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】

取締役頭取 佐藤英司

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

山形県山形市七日町三丁目1番2号

(本店建替えのため一時移転し、実際の業務は下記の場所で行っております。)

山形県山形市旅籠町二丁目2番31号

株式会社山形銀行 東京支店

(東京都中央区京橋二丁目5番15号)

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【縦覧に供する場所】

**1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】**

当行取締役頭取佐藤英司は、当行の第214期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

**2 【特記事項】**

確認に当たり、特記すべき事項はありません。





GREEN PRINTING JFPI

P-A10007

この印刷製品は、環境に配慮した  
資材と工場で製造されています。